

西海市教育委員会（令和6年第6回定例会）会議録

期 日：令和6年6月25日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、矢吹 希己代、武宮 智、谷口 久美子

出席者：教育次長 田口 春樹

教育総務課 課長 岩永 勝彦

課長補佐 山下 健悟、森下 直也

（書記） 副参事 長岡 竜児

学校教育課 課長 高尾 晃

参事 尾畑 幸二

社会教育課 課長 尾崎 淳也

課長補佐 白濱 義晴、大石 克也

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第6回定例会教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、谷口委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

長崎縣市町村教育委員会連絡協議会総会及び市町村教育委員会合同研修会

長崎県高等学校総合体育大会バレーボール競技大会決勝戦

いじめ等調査委員会

西海・西彼合同中学校総合体育大会陸上競技大会

第1回国民文化祭実行委員会

西海市議会定例会

第14回西海市文化祭

5. 議事

日程第1「議案第57号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」

○教育長

日程第1「議案第57号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

はい。おはようございます。本日は4つのですね、議案を提案させていただいております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

「議案第57号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」です。これにつきましては、令和6年度西海警察署の組織再編に伴い、西海市通学路安全推進会議設置要綱について所要の改正を行うものとなっております。

2ページをお開きください。2ページが設置要綱の改正の告示案になります。具体的な改正内容につきましては、3ページを開いていただいでよろしいでしょうか。新旧対照表になります。この設置要綱の第4条第2項に実際委員に委嘱または任命する方の所属ですね、組織の名称が規定されております。第2号が改正前につきましては西海警察署交通課、改正後につきましては、西海警察署地域交通課というふうな組織の名称が変更となっております。これに沿うような改正ということになります。

この告示につきましては、告示の日から施行いたしまして、改正後の第4条の規定の名称の変更部分ですね、規定につきましては、本年4月1日から適用するというふうな形の改正内容となっております。

○教育長

議案第57号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

質疑ではないのですが、関連してちょっと申し上げたいのですが、以前より、通学路の安全確保ということでは、様々な形でご検討頂いており、特に、この安全推進会議の議案に関連してもですね、私も1度西彼北小学校の通学路安全確保について、お願いをしたところですが、その道路交通法の問題でカーブがあり、消火栓があり、横断歩道が設置できないといったような、ご検討内容だったのですが、その後、様々な方のご尽力によって、道路の改修工事を含めて、横断歩道が設置されました。

今回の新しい深江の住宅団地ですけれども、現在は10名前後の新1年生も含めた子供さん方がですね、保護者の皆さんと一緒に通学をされている姿を、毎朝見て、私も通勤しているのですが、これまで小さいお子さんは、保護者さんが車で送っていらっしやっただろうとか、逆に今の姿を見ると、やはり低学年と高学年の児童がですね、それぞれ安全を確認しながらも、何か、通りの端の草を抜いたりしながらですね。歩いたりしている姿を見ていると、本当に良いことだろうなというふうに思っております。当初は、や

はりいろんなことで縛りがあり「できない」と言われたことも、いろいろ協力、関係者の協議でですね、しっかり対応できたということは他の事例にも、いろいろ展開できるかなというふうに思っております。お礼と共にですね、ぜひ、こういった積極的な展開を教育委員会の方にもお願いできればというふうに思っております。以上ですはい。

○教育次長

ありがとうございます。委員が言われたルール、横断歩道ですけど深江バス停のですね、ところにある横断歩道かなというところですが、市の方もですね、横断歩道の設置、あるいは信号機の設置については、警察署のほうに要望してですね、結果本年3月に横断歩道が設置されたというふうな形になっております。該当する地区については、カーブになっておりまして、見通しが非常に悪いところになります。横断歩道が設置されたのですが、午前中の登校時間については、該当地区がですね、ちょうど10名の児童がおります。保護者の方もその横断歩道まではですね、一緒について登校しているような形になっています。また、横断歩道を渡ってもですね、複数お1人とかお2人とかが交差点までですね、一緒に登校するような形の対応をいただいているところです。ただ、その横断歩道につきましては、中学生も利用するような形になっておりまして、特に下校の時間帯ですね、特に夜間になれば、暗くなって見通しも悪く安全上どうなのかなという課題が残っているようなところになります。

これについては定例市議会の中でも改めてですね、一般質問が出ておりまして、市の方針といたしましては、引き続きですね信号機の設置を要望していくというふうな答弁をしたところです。

これまで委員ご紹介のとおり、いろんな方々のご協力があつてですね、横断歩道を設置されたのですが、やはりその更なる安全確保という部分で、そういった対応を市の方でさせていただくような形で予定しております。また、他の地域の通学路についてもですね、毎年度、この会議を設置していろいろな課題がありますので、市の担当部署で対応できるもの、あるいは県の方にお願ひしなければいけないもの、緊急度が高い場合があるとかですね、そういったところも含めながら対応していくような形で計画されております。どうもありがとうございました。

○教育長

他に質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第57号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第57号 西海市通学路安全推進会議設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第58号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第58号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第58号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」です。西海市通学路安全推進会議設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとするものになっております。

先ほど審議をしていただきました設置要綱が改正されておりますので、1ページ下段に参考条文としてしているところですね、第4条第2項第2号、西海警察署交通課については、先ほどの改正に伴って地域交通課というふうになっておりますので、そこも含め審議をお願いしたいと思います。

裏面をお願いいたします。2ページに委員名簿案を掲載しております。今回、代わられる方が、2番の西海警察署交通課長さんと、9番の市子ども家庭課長、10番の西海市行政区長連絡協議会の会長さん、この方々がかわれております。また、任期につきましては、全ての委員が令和6年4月1日から令和8年3月31日までということで委嘱予定になっております。

○教育長

ただいま、議案第58号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第58号 西海市通学路安全推進会議委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第59号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第59号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第59号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」です。提案理由ですが、本議案につきましては、委員の任期の交代任期途中の交代により欠員が生じたので、西海市学校家庭地域の連携協力推進事業運営委員会設置要綱第3条及び第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から令和7年6月30日までとするものです。

参考条文につきましては、1ページから2ページに掲載しております。

3ページに委員名簿案を掲載しております。今回、代わられた委員ですが10番、13番、16番の3名の方が代わっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第59号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第59号 西海市学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第60号 西海市中学校部活動の地域移行のあり方について（中間答申）」

○教育長

日程第4「議案第60号 西海市中学校部活動の地域移行のあり方について（中間答申）」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

「議案第 60 号 西海市中学校部活動の地域移行のあり方について（中間答申）」です。この中間答申につきましては、西海市部活動の地域移行在り方検討委員会より、中間答申を受けていた計画等について、別紙のとおり提出をするものです。

1 ページ下段に参考条文をつけておりますが、この検討委員会で検討していただく内容につきましては、第 2 条に 1 号から 5 号まで掲載をしているこういった内容を検討していただいております。

1 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。2 地域部活動の運営方法等に関すること。3 生徒及び教職員、保護者、各種団体等への調査に関すること。4 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること等になっております。

このうち第 1 号部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関することに該当するため、今回、中間答申を頂いたところです。

2 ページを開いていただいておりますでしょうか。今月 6 月 14 日に委員長である立石委員長のほうから中間答申を頂いております。この中間答申の内容につきましては、西海市部活動の地域移行推進計画、それと西海市地域クラブ認定制度の二つをですね、中間答申として、答申を受けております。

3 ページに本検討委員会の委員名簿をつけておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

これまでの検討委員会の開催状況ですが、昨年 11 月 1 日にまず諮問をしております。第 1 回目の会議の折に、部活動の地域移行の概要について、県担当部署の担当職員のほうから、県全体の動きであるとか、あるいは、国の考え方についての説明全体的な説明をしていただいております。また、本市の部活動の状況や、あるいはこの検討委員会の全体的なスケジュールを提示いたしまして、確認をしていただいたところです。

2 回目の検討委員会は本年 2 月 29 日に開催しております。内容としては部活動の現状と課題の確認、そして合同部活動、地域連携モデルについての検討をしたところです。

今年度に入りまして、6 月 14 日に 3 回目の検討委員会を開催しまして、本日の中間答申として 2 件の検討がなされているところです。なお、この検討委員会のスケジュールですが、一応、今年度で終わる予定で当初計画をしていたところですが、やはり丁寧に検討すべきであるということで、令和 5 年度から令和 8 年度までですね、検討していくというふうな形で考えているところです。

それでは、別冊資料として準備をしております資料 1 ですね。西海市部活動の地域移行推進計画をご覧になっていただきたいというふうに思います。基本的に部活の地域移行につきましては、この推進計画に基づいた形で今後進めていくということで考えているところです。

1 ページそして 2 ページをご覧になっていただきたいと思っております。まず、こちらには地域移行推進に係る基本方針というのを定めております。内容といたしまして、まずは部活動の現状といった背景ですね、確認をしながら、中学校部活動地域移行に係る基本方針というのを 2 項目に掲載しております。その中で、2 つのポイントをですね規定をしております。1 つ目が、部活動を休日から段階的に地域クラブへの移行を行うということ。そして、休日の地域移行クラブの状況を検証しながら、平日の部活動についても地域クラブ化を図っていくというふうな形の基本的な考え方がございます。各年度の基本的な動きです

が、令和6年度から令和8年度以降ということで、それぞれの年度に応じた、進捗状況に応じた対応をしていくということで、考えているところです。

3ページ、4ページをお開きください。具体的な部活動の段階的な地域移行に向けての推進計画になります。まず、部活動の段階的な地域移行の基本的な考え方を1項目でまとめておりますが、具体的には「2 部活動の段階的な地域移行における各年度の計画について」というところをご覧させていただきたいと思っております。

まず、「休日の部活動の段階的な地域移行について」ですが、休日の部活動の地域移行について、長崎県では目標時期を令和6年度の開始から2年後の令和7年度末を目途とすることが示されております。早期の地域移行が望まれるものではありませんが、検討準備事項が多岐にわたることや、保護者からの理解を得られることが必要と考えるため、段階的に進めていくということで考えております。ですので、検討委員会についても検討期間を長くするような形で考えているところです。

(2)ですが、「平日の部活動の段階的な地域移行について」は、休日の部活動の地域移行のできるのところから、地域の実情に応じた移行の進捗状況等を検証し、さらなる改革を推進することが示されております。これは子供が多様なスポーツ、文化活動に自主的主体的に参加する中で、部活動の地域移行は休日のみではなく、平日までを達成することが求められていると考えられております。一方で、現状においては平日の部活動の地域移行に関する具体的な期限はなく、また、休日の部活動の段階的な地域移行の取組の進捗を踏まえ検証及び検討していくということになります。

(3)については、先ほど説明したような「各年度のスケジュール」になっております。また、項目の3として、「生徒の多様な活動の機会の確保について」、4として「指導者の確保や研修について」、次のページになりますが、5として「保護者の負担について」、6として「関係者への周知について」、という大きく6項目に分けた基本的な考え方をまとめているところです。

次に、資料2をご覧させていただいてよろしいでしょうか。地域に部活動を移行することで、地域の地域クラブですね、いわゆる地域クラブをどういった団体のクラブをその部活動の移行先とするのかということが検討委員会から提案されておりますが、地域クラブの認定制度を設けてみてはどうかということで提案されております。

本日、この定例教育委員会に在り方検討委員会からこの認定制度の中間答申を頂いているところですが、この報告をもって、この西海支部活動の地域移行在り方検討会というこの名称ですね、これが西海市教育委員会に置き換えるというふうな形でご理解をしていただければというふうに思います。

この認定制度の趣旨ですが、市内中学校では生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒のニーズに応じた部活動運営に困難な状況が出てきております。西海市部活動の地域移行在り方検討委員会では、西海市内の中学校に在籍する生徒にとって望ましいスポーツ文化活動が展開できる地域クラブを支援することを目的として認定制度を創設することとしております。

この認定制度ですが、1として目的、2として地域クラブ認定規定、3としてクラブの活動方針や指導方針、4として認定申請手続、そして5として地域クラブ認定の取消しという項目で構成されております。

具体的に地域クラブとして活動するに当たっては、事前に様式1の認定申請書を出していただきます。それには様式西海市地域クラブ認定規程確認書というのをおわせて提出してもらおうような形になります。内容審査の結果、教育委員会のほうで審査をして、認定するかどうかの判断をするというふうな形になります。この認定された地域クラブにつきましては、部活動の施設の使用であったり、例えば、その使用料の関係であったりとかですね、そういったところについても、部活動と同等な扱いをするというふうな形で考えているところです。そういった支援を教育委員会のほうでは考えるというふうな形になっております。

早口になりましたが、中間答申について、2つの項目ですね、地域移行推進計画、地域クラブ認定制度、これについて中間答申がありましたので、内容についてご検討をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

○教育長

議案第60号の説明がありました。質疑ありませんか。北島委員、どうぞ。

○北島委員

まずもって中間報告ということで、この検討委員会におかれてはですね、こういった計画の学識経験者というか、そういった方がいらっしゃる中で関係者の中ですね、本当に子供たちの課題としてまた、学校の教職員さんの働き方や、確保ということの視点も含めてですね、多岐にわたる協議の中でこういった中間報告を出していただきましたことについてですね、本当に大変ご苦労だったなあとというふうに思っております。また、非常に重要な問題ということでですね、検討期間も延長していただいたということで、こちらのほうも非常に正しい判断だったのかなあとというふうに思っております。

そういった中で、少し中間報告ということですので、今後の検討にですね、少し参考にいただければと思って、意見を申し上げさせていただきたいと思っております。まずもって、この全体のこの計画書という、つくられたものの体裁というか、細かいところで申し訳ないのですが、やはり体裁についてはきちんと整えられたほうがいいのかなあと思っています。常体とかとか敬体ですね。「です」「ます」「ある」「した」とか、常体が入っていたり、その辺のところは、しっかり揃えられた方が見やすいのかなあとというふうに思いました。その上で、基本方針にも当然かかる場所であるのですが、特に推進計画というふうには、銘打っておられるところについてですね、もう、資料2のほうの認定制度との絡みも含めてちょっと、意見として申し上げたいなあとと思うのが、やはり推進計画となりますと、地域移行するためにどういう課題があって、どのようなステップを踏まえて進めていくのかというところが、盛り込まれてないと計画とは呼べないのかなあと。

そのように思う中で、検討会の中でも、現状の課題についての協議もされたということですが、1番やはり大事なところはそこなのかなあとというふうに思っています。まずはニーズ調査、地域における学校で、どのような部活動があって、どのような人数も含めたところですね、生徒さんが関わっておられて当然人口動態の中で引き続きそれがどのような推移になっていくのかという、将来的な推計も含めたニーズ調査が絶対的に必要かなあと。それに対してエリア分析として、当然、その現在でも地域クラブ的なものもあられる

のでしょうし、そこがスムーズに移行できるところと、もう全くそういったクラブがない地域、活動がないといったようなところで、どのようにしていくのかと。そのようなところでスポーツ、文化のほうでも指導者の登録がされている方がいらっしゃると思うんですが、そのような分布がどうなっているのかというエリア分析等があって当然、地域においても差が出てくると思うのですね。ここはできるところからというふうな言葉で、書いてありますけども、やはり、ぜひ今後については、そういったところもしっかりと現状把握をしていただければなあというふうに思っています。

その上で、なぜか、この推進計画の中にこの認定制度のことが入ってきてないですね。当然、その仕組みとしての提案ですから、仕組みとしてこの中に認定制度という言葉が入ってきて、改めてこの認定制度の仕掛けというのが、資料2に仕組みの説明というか、規定みたいなものがあるのでしょうかから、そこはきちんと整合しておいていかないとイケないのかなあと感じたところです。

もう一つそうですね、課題の中の一つとして感じる場所ですが、やはり、学校でないところで、地域に行ったときの子供さん方を預かる責任とか、事故ですとか、様々にあっておりますけれども、そういった有事のときに対するリスクマネジメントといいますか、そういったところも当然検証課題にも入ってくるというふうに思っております。その辺のところもあわせて検討委員会の中で、協議して頂ければというふうに思っています。

それとちょっと認定クラブのほうで少し気になったところを申し上げたいなと思っております。これは国ですとか、県のほうでも同時スタートということですね、並行していろいろ研究についても検討もされていると思いますし、県内の上手な取組も比較検討されながら、こういった認定クラブの規定あたりも考えられたのでしょうかけれども、すごく気になるのが、地域クラブ認定規定の4番目の「営利目的を主とした運営でない」ところの規定がすごく気になっていて、どのように指定、これを検証するのかということですね。これ見ていると、任意団体でいいということだと思いますので、そうするとやはり法的な縛りが全くないわけですね、団体、個人の責任になります。いかに、その役員がいるとか言っても、やはり個人の責任だって法人格ではないので。もう一つ誤解を招きやすいのは、営利を主としないということは、採算がとれないという意味ではないのですね。また、ボランティアだという意味でもない。そこを考えると、地域の中にはボランティア精神旺盛な方もいらっしゃるし、逆にその継続を考えてしっかりとその収支を考えられるところもあるわけですから、そういったところがどのようにして判定をされていくのかなあと。つまり、料金体系もバラバラになってくると思うので、そういうことでいうと現状でしっかりと、やはり法人格NPO法人とか一社っていうのが、一般社団法人というのがあるので、特に一社については登録が非常に優しいので、やはりそういった法人格をしっかりとつくられたほうが責任問題としてもですね、少しは安心感が出てくるのかなあとというふうに思っております。

僕がちょっとすごく印象的な出来事だったのが、数2年ほど前に波佐見か川棚の高校で中学生だったのかな。野球の練習のときだったですかね、サッカーかどっちかだったのですけども、そのときに、顧問の先生は、学校の教育者が職員会議だったそうですよ。子供たちを見ていたのは地域の指導者で、片づけているときに子供さんが怪我をしたのですが、その職員さん顧問の職員さんが責任を負わなくちゃいけなかったといったようなことで、

本当にそれぞれの責任範囲というのが曖昧なんだなあと。そういう部分が結果的に、個人の責任であるとか、そこに追われていくということ事はですね。できるだけやっぱり避けなくちゃいけないというふうに思いますので、ぜひスタートをするスタートしたいとかスモールスタートしたいっていうところの意味と違うと思いますが、任意団体でということではですね、やっぱり最低限の子供たちの命も含めて守るという視点に立っていただくと。そういった法の制度を使っていくということも、ぜひご検討頂きたいなあと思うところですよ。すいません長くなりました以上です。

○社会教育課長

はい、ご意見ありがとうございます。今北島委員さんのほうから数々のご意見頂きました。現状、課題という部分につきましても、この地域クラブ、部活動の地域移行につきましても、来月以降に、まずニーズ調査といいますか、各学校の部活動ごとにですね、顧問の先生、あと外部指導者の方々も含めてですね、一度、種目ごとに打合せをさせていただきたいというふうに思っております。その中で競技ごとにも含めていろんな問題点が出てくるかと思っておりますので、それも含めていろんなニーズも出てくるかと思っております。そういう部分も含めて、検討させていただければなというふうに思っております。また、実際のエリア分析、委員さんのほうからもお話がありました、町ごとに、やはりそれぞれ各種目がですね、もちろん人気がある種目とかバラバラでございます。そういったのも含めまして、分析をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど最後にお話がありました、営利目的の部分の運営でありますとかっていうところはですね、実際、やはり県内各市町もで、非常に難しい問題でございます。私どものほうも各市町もですね、判断に非常に苦慮しているところでございます。この件につきましては県また各市町も含めてですね、情報共有しながら、できるだけ早い段階でスムーズに進めるような形でいきたいなというふうには考えております。いろいろとご意見頂くこともあるかと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございます。

○矢吹委員

私もですねちょっと、保護者の立場からですけれども、やっぱり、この地域移行に向けてとのことですけど、やっぱり「保護者の負担もちょっと大きくなる」という資料の4ですね、資料1の5ページのところに、保護者の負担ということで、こちらに記載されていますけれども、そういうことが保護者に対しての説明っていうか、いつ頃ですね、どういった形ですね、実施されるのかなあっていうのと、やはり今までは、学校の先生が部活動に携わっていて、地域の指導者の方も来てという感じで部活動がありましたのが、地域の方たちだけということになると、学校との繋がりですね、そういったのはどういうふうになるのかなっていう子供たちもですね、先生がいない中で、部活動というと、子供たちのほうに、どういった説明がなされるのかなっていうのをご質問させていただきました。

○社会教育課長

保護者の皆さんへの負担というのが非常に大きな問題であるというふうに認識はしております。説明会につきましても、まずは、学校の方や地域の方の指導者も含めて、

お話をさせていただいた上ですね、やり方でありますとかっていうのを検討したいというふうに思っております。時期的なものが申し訳ございませんが、まだ、その前段の段階まで行っておりませんのでお話はできませんけれども、できるだけ整理がつき次第ですね、お話をさせていただければなというふうに思っております。

あと、学校の先生の対応につきましても、こちらのほうは学校の先生方につきましては、現職兼業という制度もございまして、全く「先生方がタッチできない」というようなところではございませんので、そういったところを含めて先生方にもですね、ご理解頂きながら進めていければなと思っております。あと、委員さんのほうからもお話がありましたけれど、保護者さんの負担ということで、これまでは学校内での活動ということで、費用的なところはかかりませんでしたけれども、西海市内、長崎市と同じぐらいの広さがございまして、交通の問題でありますとか、そういったところが非常にネックになるのかなというふうに思っております。そういったところも含めまして全体的にですね、検討しながら、できるだけ早い段階で、ご説明できればなというふうに思っております。これからもご意見頂ければなと思っております。よろしく願いいたします。

○武宮委員

説明頂きありがとうございます。2点お尋ねしたいと思います。1つはですね、この地域移行の最初の方向性が、いろいろ示されたかと思うのですが、その中で既存の部活動に外部の指導者が入って運営を行っていく、というような考え方もあったと思います。もう完全に学校とは切離して、地域移行をしていくという考え方でよかったのかどうかというものの確認が1つ目です。

それから資料ナンバー2の1ページですね、2「地域クラブ認定規定」のところ、運営主体について「原則、西海市内の生徒を中心に構成された地域クラブ」と記載があります。現状、既に地域で活動している様々な団体があると思いますが、その中で例えば小学生から大人まで入っているような団体というものは、それを地域クラブ認定規定に当てはめず、また、新たに中学生を中心としたクラブをつくらないことには該当しない形になるのかお尋ねしたいと思いました。

○教育長

今、2点ありましたけど。社会教育課長。

○社会教育課長

はい、地域移行の方向性ということで、まずもって、今年度からは、まずは土日を優先的にですね、考えておりまして、土日につきましてはできる限り、先生方が入らずに地域の方々でお願いをしたいということが1点でございます。最終的には、8年度以降の話になりますけど、いまから課題がたくさん出るかもしれませんが、最終的には完全移行を目指して取り組んでいくという現状でございます。今年度は、ここにも書いておりますが、モデル的なところのクラブをつくりまして、そこでまずは検証させていただければなというふうに思っております。また、この認定制度のところの部分でございますが、委員ご指摘の小学生から大人の方までの部分をどのようにというのが、各市町

も非常に難しいというところがありまして、本市も同じように、他市でも子供から大人までのクラブをどういうふうに取り扱うのかっていうところも一つございます。ただし、今回のこの地域クラブというところのですね、中学生の部活動移行というところがございますので、一旦、新しいクラブをつくっていただくという考え方もあるのかなというふうに思っておるところでございます。

各市町の状況も踏まえて県にもご相談しながら進めてまいりたいというふうに思います。方針が決まり次第、お知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○北島委員

今の件でいいですか。あり方検討委員会では、今のような方向で検討していると思うのですが、私個人の意見も含めますと、地域クラブ移行というのは地域クラブがある部、クラブについては良いのですが、都市部あたりではですね、様々な指導者もありますし団体もありますから、そういう意向の在り方もあると思うのですが、地方の実態としましては、そういう地域クラブだけではカバーできないスポーツがたくさんありますので、今の国の方針でいきますと、地域クラブ移行して学校の部活動がなくなるという方針ですが、そうではなく、部活動も一方では、そういう地域クラブがないような部活動についてはですね、残していくという方向が現実的じゃないかなと思います。

○教育次長

本市の場合もですね、今の2つの地域クラブを試験的に移行していくわけですが、全てがそういうクラブの設立というのは難しいわけですので、取りあえず、課長が申したように、土日の部活動の指導については、先生の手を離れるということを目指していきますけども、将来地域クラブに移行するところはそちらに移行しますが、そうでない部分につきましては今の部活動が平日あって、土日については、違う方が指導するというモデルがあっても良いのかなと考えているところです。

○谷口委員

この委員会は、この部分が中心的なものになるだろうと思いつつながら、聞いておりましたが、以前、中学校を預かっていた者から言うと、この地域移行について大変関心も高く、非常に大きな大きな課題も踏まえながら、委員会としても進めていただいているということに改めて感じたところです。

中学校を預かっていたときに、この部活動というのは本当に子供たちの指導、進路指導を含めて大きな大きな部分を占めていたなというふうに改めて思います。一方ではっていうか、市の中体連に臨むときには、学校として全校を挙げて、学校の代表として、参加し、子供たちもそれを非常に生き生きと感じて参加していたと思います。現状としてはだんだん部員数の確保もできなくて、他校と合同チームを組まなければならない、そういうような現状にもなっていたのが、西海市内においても、競技の中には、もう2チームしかできなくて、もう実質決勝となり、それを市の代表として県に行くという、そういう状況があります。競技スポーツや文化の面においても、中学校3年間の間でしっかりと目標を持っ

て取り組めるような体制になればいいなと思っていたところであります。

このような形で少しずつ地域移行になってきており、教員の働き方改革だけではなく、子供たちの望みを持ってできる、それを支援する保護者のことを十分に考えながらやっていけるという地域移行であってもらえるように、時間はかかると思いますし、課題が多いので、その部分を含めて、時間をかけて検討していただきたいなというふうなことも、重ねてお願いをし、期待をしているところです。また、どうしても、この部活動に関しては、スポーツが主体に考えられることがありますので、ここに文化活動というのもありますので、スポーツではない形で、例えば、市内市外でもある吹奏楽であるとか、文化的な活動についても、子供たちが意思を持ち、真剣に活動として取り組めるようなそういう体制ができていけるようにしていただきたいなというふうに思っております。ちょっと話が十分ではありませんけれども、想いをお話しさせていただきました。

○教育長

今、文化部に関する移行については、どういう動きになっていますか。

○社会教育課長

谷口委員さんのほうからもありました文化的なところでございます。今、大崎中学校で吹奏楽ということやっております。今回は先ほど私お話ししましたけれども、各部門別の種目別の打合せの段階です、もう1校しかございませんけれども、一旦、その段階でお話を聞かせていただければなというふうに思っております。

○教育長

はい。委員の皆様方からたくさんご意見頂きましたので、それも今後取り入れながら検討を進めていきたいと思っております。この件について、皆さんご意見を言われたのでよろしいでしょうか。他に、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第60号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第60号 西海市中学校部活動の地域移行のあり方について（中間答申）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：7月24日（水）午後1時30分から

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前10時35分閉会）

署名

令和 年 月 日

教育委員 _____

教育委員 _____

職 員 _____